

## 「NHK受信料制度等専門調査会」の設置について

受信料は、公共放送として設立されたNHKの事業運営を支える安定的な財源として、放送法に規定された制度であり、広く国民・視聴者の間に定着し機能してきた。しかし、創設から60年が経過し、近年、視聴者から、不払いの解消をはじめとする公平負担の実現や、免除・割引制度の考え方などに関して、様々な意見が寄せられている。また、平成23年7月には、地上テレビ放送、衛星放送のアナログ放送が終了し、フルデジタル時代を迎える。

このようなNHKを取り巻く環境変化を踏まえ、次期経営計画の策定等に資するため、NHK定款59条の規定に基づいて、会長の諮問機関として外部有識者による専門調査会を設置し、受信料制度及びその運用のあり方について調査検討する。

### (検討内容)

「フルデジタル時代における受信料制度及びその運用のあり方について」

- (1) フルデジタル時代における受信料と受信契約に関する当面の諸課題について
- (2) 中期的な視野で、財源制度にも留意した公共放送のあり方について
- (3) NHKに求められる会計制度等について

### (構成員)

別紙の8人。

### (開催日程)

今年10月に第1回会合を開催し、来年6月頃を目途に、最終報告をまとめる。

(別紙) 構成員 (敬称略、五十音順)

あらい こう  
荒井 耕 一橋大学大学院商学研究科准教授 (管理会計)

あんどう ひでよし  
安藤 英義 専修大学商学部教授 (企業会計)

おおくぼ なおき  
大久保 直樹 学習院大学法学部教授 (経済法)

さいとう まこと  
齋藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授 (行政法)

ししど じょうじ  
穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科准教授 (憲法)

やすの さとこ  
安野 智子 中央大学文学部准教授 (社会心理学)

やまうち ひろたか  
山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授 (ネットワーク経済学)

やまのめ あきお  
山野目 章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授 (民法)

（調査会の設置）

- 第1条** 定款第59条に基づき、フルデジタル時代における受信料制度およびその運用のあり方について、広く調査、検討を求めため、部外有識者をもって構成する「NHK受信料制度等専門調査会」（以下「調査会」という。）を設置する。
- 2 調査会は、会長の諮問を受けて、フルデジタル時代における受信料と受信契約に関する諸課題や中期的な視野にたった公共放送の役割、求められる会計制度等について幅広く議論する。

（調査会の委員）

- 第2条** 調査会は、会長が部外学識経験者の中から委嘱する委員をもって構成する。
- 2 調査会に座長及び座長職務代行者を置く。
- 3 座長は、調査会の会議を招集し、議事をつかさどる。座長職務代行者は、座長不在のときその職務を代行する。
- 4 調査会は、その審議のため、調査会の定めるところにより、小委員会を設置することができる。
- 5 小委員会の委員長及び委員は、委員の中から座長が指名する。
- 6 調査会および小委員会の会議には、必要に応じ役員または職員が出席し、意見を述べることができる。
- 7 委員に対して、委員手当、旅費その他業務の遂行に必要な実費を支払う。
- 8 調査会に事務局を置き、会長の指名する職員がこれに当たる。事務局は、審議に必要な資料の収集、取りまとめその他の事務を行う。

（議事録の作成）

- 第3条** 議事録は、会議のつど別に定める手続きにより作成する。
- 2 議事録の要旨及び会議資料は、原則として協会のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより第三者の権利または利益もしくは公共の利益を害するおそれがあるものその他座長が認めたものについては、非公開とする。

（報告の提出）

- 第4条** 調査会は、その検討結果を報告として取りまとめ、会長に提出する。
- 2 調査会の報告の内容は、出席委員の過半数をもって決定する。可否同数のときは、座長が決定する。

（設置期間）

- 第5条** 調査会は、報告の提出をもって解散する。